

第 11 日目（6 月 21 日）

○議 長（阿部久夫君） おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は 26 名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席、病院事務部長から公務のため 11 時ごろ早退の届け出が出ておりますのでこれを許します。

○議 長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

[午前 9 時 30 分]

○議 長 日程第 1、平成 25 年請願第 2 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の採択を求める請願を議題といたします。

総務文教委員長・関 昭夫君の審査報告を求めます。16 番・関 昭夫君。

○関 昭夫君 おはようございます。平成 25 年 6 月 11 日に付託されました事件につきまして審査の報告を申し上げます。

平成 25 年請願第 2 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の採択を求める請願でございます。紹介議員から補足の説明をいただきまして、紹介議員に対する質疑が 1 件ございました。その後、討論なく採決を行いましたが、賛成多数で採択すべきものと決しました。以上で報告を終わらせていただきます。

○議 長 総務文教委員長の審査報告に対する質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、本請願に反対者の発言を許します。2 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 おはようございます。本請願に反対の立場で討論させていただきます。非常によく考えられたものではあるのですが、私としては国庫負担の部分で 1 つ欠けているものがあると思っております。それは教員の人件費が抑制されているという問題であります。このままですと一部の学年だけで人数が請願どおりにいくのですが、その他の学年ではやはり人件費が削減されていることによって、この要求が実現されておられません。

そういう観点からいきますと、やはり教職員の方の人件費の部分をもうちょっと明確に要求していただいて、提出したほうが良いと私は思っております。このままやりますと本当に中途半端な改革になってしまって、本当の意味での教職員の待遇がよくなるために、いい授業が子どもたちに提供できないと、そういうふうに私は思っておりますので、本請願には反対をいたします。以上です。

○議 長 次に本請願に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に本請願に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成 25 年請願第 2 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の採択を求める請願、本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、平成 25 年請願第 2 号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

○議 長 日程第 2、平成 25 年請願第 3 号 年金 2.5%削減の中止を求める請願を議題といたします。

社会厚生委員長・中沢一博君の審査報告を求めます。12 番・中沢一博君。

○中沢一博君 おはようございます。社会厚生委員会では平成 25 年 6 月 11 日に付託されました案件につきまして審査を行いました。期日は 6 月 17 日でございます。委員 8 名全員出席です。次のとおり決定いたしましたのでご報告いたします。

平成 25 年請願第 3 号 年金 2.5%削減の中止を求める請願であります。紹介議員より説明を求めた後、質疑に入りました。主な質疑を若干紹介させていただきたいと思っておりますけれども、この法案は過去の下げるべきなのに下げなかったものを、3 年間で段階的にもとに戻そうと決定しているわけでありまして、決定してからこのような請願を出されても前向きに考えられない部分もある。また、この法案とあわせて低年金受給者への配慮として年金生活者支援給付金法案が出されているはずであるが、どうかということでもあります。これに対しまして昨年もこのほかにも 2 つあわせた形で請願を出しているわけですが、不採択であったと。決まってからではどうなのかということであるけれども、消費税ですら決定したのに景気の動向を見てからという条項もある。こういった請願等があることで物価が上がっているのにと、決定されているから下げるのではなくて実情を見てということもあって、こういう 1 つの考え方であるという旨の質疑等がございました。

その後討論に入りまして、おのおの 1 点ずつ答えました。反対討論では年金額の低い方は本当に大変であると思う。それを救おうとする緩和措置も検討していると聞いている。年金自体が破綻するのも困る。また、そういう面で年金の 2.5%削減の部分だけを考えるものはいかなるものか、という旨の反対討論がございました。これにつきまして賛成討論も 1 つございまして、これに関しましては共働きであったら生活にそこまで困ることはないかもしれないけれども、それ以外の方が年金だけで生活するには厳しい環境である。こ

こは田舎で、土地があつたり畑などをしたりして生活をやりくりできる方が、比較的多いので、こういうことに関してはそんなに大きな問題にならないかもしれない。けれども、少しの年金でやりくりしている方には、2.5%という小額かもしれないけれども、苦しい生活の中にいる高齢者にとっては不安である。その旨の賛成討論でございました。

その後採決に入りまして、結果でございますけれども、賛成2、反対5、賛成少数で本請願は不採択と決しました。以上でございます。

○議 長 社会厚生委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず本請願に賛成者の発言を許します。24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私は請願第3号について賛成の立場で討論に参加させていただきます。ただいまの委員長報告について若干触れさせてもらってからお話をさせていただきます。社会厚生委員会と申しますと非常に市民に密着した委員会でございます。そういった中で今、市民がどういう環境に置かれているのかというあたりを鑑みた審議が欲しかったと思います。そしてまたそれが市民の考え方と一致するという議会であって欲しいと考えるところから、私は討論に参加させていただきます。

私は3月定例会の一般質問で、国政によってもたらされる市民の安全と安心を脅かす問題が発生するとき、直接市民に接する末端自治体は、その防波堤の役割を果たさなければならないと訴えさせていただきました。私の政治信条でもあります。議会の皆さんも市民の実情を鑑みるなら、この請願はぜひとも採択していただきたいと思います。

昨日、大和建築組合厚生部の臨時会がございまして、出席してまいりました。県建築国保の下部組織であります。その臨時総会が終わりまして懇談になった席で私は言われました。今の若いしょは大変だ。特に子育て世代は大変だ。子ども手当の現金給付と引きかえに扶養手当が削られ——要するに扶養控除ですね——年収300万円から350万円ぐらいの人が市民税を3万円から5万円も納めている。そして、子ども手当は政権がかわってから名前が変わり減額をされており。その人はもとの児童手当に戻ったのであるならば、扶養控除ももに戻すべきではないかと、そういう言い方をしておりました。

よく議会でも子育て支援なんて言っているが、本当に議会はこういった声を上げているのか、こう厳しい批判をいただきました。また、ブラジルを見ろ、ワールドカップ開催よりも国民の生活にお金を使えと暴動が起きているのではないか、日本だってこのままではいかないぞと、ここまで私は言われました。国の一連の社会保障費削減策の一端がこういった形であらわれているのかと感じたひとときでございました。

年金を3年間で2.5%削減は、2000年から2002年に消費者物価指数が下がったときに高

高齢者の生活と経済への悪影響を避けるために据え置いた措置でありまして、物価上昇時に鑑みて解消していこうという申し合わせの法案でございました。

今、デフレ脱却を念頭に置きアベノミクスとこういった政策がとられておりますが、その結果は円安、株高であります。そして、特に輸入に絡む関係で灯油とかガソリンそして生活必需品の高騰、また前段で申し上げました扶養控除等の削減などによる増税、そして来年4月導入を目指す消費税増税と、ますます厳しさが増す中、決して強行してはならないものと思います。

今ほどもありましたけれども、年金生活支援給付金法これもあわせて決定されているのでありますけれども、要するに非課税世帯あるいは所得77万円以下の家庭に、月額最大5,000円の給付をするという案であります。そして対象者が何と790万人とも言われております。こういった法律ができていたとしても、先ほどの子ども手当ではありませんが、いつもとに戻されるやらわからないわけであります。

この問題は受給者だけの問題ではありません。現役の納税しなければならない方々、特に若い層ですが、自分たちがもらうときはもらえないから掛けないという人がいます。聞くところによると国民年金の納付率は60%を割っているとも言われております。私は年金を否定しているのではなく、実情は掛けたくても掛けられないのではないかと考えております。非正規、臨時、パートなどで安定した所得の見通しが立たないためだと思います。まずは食べることからということではないでしょうか。

多くの家庭は年金が家計費に回っています。今ほども話がありましたが、年金のみの世帯では、ほとんどが家計費に回ると言われております。食事に始まり付き合い費、それでもなかなか大変という話も聞きますが、同居世帯を考えてみましても多くの部分で、お年寄りの年金に始まった経済に頼っているところがあるのではないのでしょうか。おかずの購入、そして近隣のあるいは親戚の付き合い費、また特別の出費といわれている結婚式とか葬式、お産、そして子どもが大学等に行くときの学費、家の新築あるいは修繕など、これらは本当に大きな支えになっているのではないかと思います。

年金は全てお年寄りが使えるというそういった家庭は少ないのではないのでしょうか。私も顧みますれば、まさにこういう家庭でございました。親の年金で大学の入学金を調達し、そしてアパート代に充て、という部分もございました。こういった実態というのはいやはいや我々は認識すべきではないかと思えます。

話が変わりますが、昨年も私は紹介議員になりましたが、湯沢町ではこういった一連の年金者組合の陳情に議会は応えております。今回も同趣旨の陳情がなされておまして、聞くところによりますと二、三の反対があったようですが、圧倒的多数で採択されたそうでありまして。若干の批判になってしまいますが、子どもの夢実現にと、公園整備に27億円、図書館建設に15億円と寛大な議会の皆さんであるならば、この請願の趣旨をぜひともご理解いただいて、こぞって賛同をお願いするものであります。大変言葉が過ぎた部分もありますが、ぜひとも採択のほどお願い申し上げます。討論にかえます。

○議 長 次に本請願に反対者の発言を許します。15 番・樋口和人君。

○樋口和人君 おはようございます。では私のほうでは請願第 3 号 年金 2.5%削減の中止を求める請願につきまして、反対の立場で討論に参加いたします。

そもそも国民年金などの公的年金につきましては、本来物価が上がれば年金を上げると、それから物価が下がれば年金額を下げるというルールで運用されているものであります。前者の話にもありましたが、こういったルールなわけですけれども、物価が下落した 2000 年から 3 年間、本来下げるべき年金額を特例的に据え置く特例水準措置というものがとられました。その後 2004 年の年金改革の折に、マクロ経済スライドという仕組みが導入されています。これは年金財政を長期的に健全化するために、年金額を決める際に物価とか賃金だけでなく、年金を支える現役世代の方たちが減少していることや、高齢化によって年金を受け取る期間が延びることなどを年金額に反映させようというものであります。

このことによりまして年金の給付水準は抑えられるわけでありましてけれども、名目上での年金額がマイナスになることはないということになってくるわけでありまして。しかし、マクロ経済スライドにつきましては、特例水準措置が解消されないと開始できないということになっております。

2000 年からの過払いといえますか、特例水準措置のために本来の金額よりも多く支払っている年金の額というのは、これは単純計算でありますけれども、今の制度によりまして 2015 年までに発生する金額というのは、9.6 兆円に達すると言われております。これは結果的には将来世代の負担になるということになります。実は 2.5%削減ということになりますが、単純計算でありますけれども年金満額、月額 6 万 5,000 円を受給している方の場合、2.5%削減されますと最終的には約 1,600 円のマイナス、それから厚生年金の場合では標準世帯約 23 万円もらっている世帯が最終的には月額 6,000 円ほどのマイナスになるということになります。先ほどありましたように年金生活者支援給付金ということで、これにつきましては月最大 5,000 円ということで支給されるということになっております。

さらに無年金の方々の対策としましても、年金の受給資格期間を現行の 25 年から 10 年に短縮するという決まりました。これにつきましては 65 歳以上の無年金者は約 42 万人いらっしゃるそうですけれども、このうち納付期間が 10 年以上 25 年未満の方々は約 4 割を占めているということで、この方々につきましては例えば 24 年と 11 か月納めていても年金が 1 円ももらえない仕組みであったと、こういったことについても解消されていくということでもあります。

そして、若い世代が今、年金を納付しないということもいろいろ問題になっておりますけれども、これはやはりなぜかと言えば、年金が将来的にきちんと確保されていくか、保証されていくかということが大変重要な問題だと私は思っています。そのためには特例水準の解消が遅れることは、基礎年金の額に集中されているということになります。つまり収入の少ない国民年金受給者のほうが、厚生年金加入者よりも給付制限期間が延びたりということで、所得の少ない方のほうが影響が大きいということにもなります。

先ほど言いましたように、年金が将来的にきちんと確定と申しますか持続的に続いていくため、そしてこれが破綻をするというようなことがない、これが一番大事なことだと私は思っております。そんな中で多分1つ1つの減少を捉えてこれは反対だ、これはどうだということではなくて、やはり包括的にいろいろ考えた中で年金問題は論じるべきだと思っておりますし、そんな観点の中で私はこの請願には反対をするものであります。よろしく申し上げます。

○議 長 次に本請願に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に本請願に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成25年請願第3号 年金2.5%削減の中止を求める請願、本請願に対する委員長の報告は不採択です。よって、本請願は原案についてお諮りいたします。

本請願に採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、平成25年請願第3号は不採択とすることに決定しました。

○議 長 日程第3、第43号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 おはようございます。それでは第43号議案についてご説明を申し上げます。本件は、市長が初日の所信表明で申し上げましたところでございますが、本年1月に国から要請のありました地方公務員の給与減額支給措置につきまして、当市といたしましては職員の給料及び管理職手当、特別職の給料を、本年7月から翌年の3月までの9か月間、減額支給することといたしましたので、関係する条例7本を一部改正させていただきたいものでございます。

一部改正条例の内容でございますが、条例本則の暫定的な特例措置といたしまして、それぞれの条例の附則で減額支給措置の内容を規定するものでございます。議案資料としてつけてございます新旧対照表にてご説明申し上げますので、5ページをお開きいただきたいと思います。

まず第1条関係としてございます「南魚沼市職員の給与に関する条例」の部分でございます。条例の現行条例ですが、附則に第33項から第37項までの5項を加えるものでございます。第33項は、減額措置の期間、平成25年7月1日から翌年の3月31日までを「特例期間」と規定いたしまして、給料月額を支給減額率及び減ずる額について規定するものでござい

す。

ラスパイレス指数が国に比べて 0.8%ほど超えているということでございまして、それにつきまして国の措置に準じて、中段以降に表がございしますが、給料表別に職務の級を管理職、それから主任・係長級、係員級の 3 階層に区分いたしまして、それぞれ管理職が 1.04%、主任・係長級で 0.84%、係員級で 0.53%とそれぞれ減額支給する率を定めております。

めくっていただきまして、6 ページをお願いいたします。附則第 34 項でございしますが、第 1 号におきましては、管理職手当の減ずる額について、月額 10%を減ずると規定するものでございます。第 2 号では、現行条例第 18 条において減額支給を既に規定しております「休職者」の給料月額及び管理職手当の減ずる額について規定するものでございます。

附則第 35 項でございします。条例第 12 条から 14 条で規定してございします「給与の減額」、「時間外勤務手当」、「休日給」の算定に係ります「勤務時間 1 時間当たりの額」に対しまして、今ほど申し上げました「附則第 33 項で規定します給料月額に係る支給減額率」が連動してくるということでございします。いわゆる減額支給をする額において 1 時間当たりの給与額を算定するという意味でございします。

附則第 36 項におきましては、現行条例の附則第 29 項におきまして、給与の抑制策といたしまして、年齢 55 歳以上で、行政職（1）、医療職（2）及び（3）の給料表の 6 級に在級する職員を対象といたしまして、減額の特例措置を規定してございします。1.5%減額して支給するという規定でございします。この規定について、このたびの減額措置もあわせて適用することの読みかえの規定でございします。ちなみに 29 項に該当する職員は現在 15 名でございまして、行政職 1 が 9 名、医療職 2 で 1 名、事務職 3 で 5 名でございします。

次に附則第 37 条でございしますが、このたびの減額措置は、今ほどご説明申し上げましたが減額支給率ということで掛け算して算定してございします。つきましては 1 円未満は切り捨てるという端数処理の規定でございします。

それでは 7 ページをお願いいたします。第 2 条関係でございしますが、第 2 条は市長、副市長、それから第 3 条は教育長、第 4 条は水道事業管理者、第 5 条は病院事業管理者の給料月額の減給支給につきまして、その期間及び減ずる額についてそれぞれ該当条例の附則に加えるものでございします。期間につきましては、職員と同じく本年 7 月 1 日から翌年 3 月 31 日。減ずる額につきましては、市長が給料月額の 5%、副市長が 3%、教育長、水道事業管理者、病院事業管理者がそれぞれ 2%としております。

めくっていただきまして 8 ページをお願いいたします。第 6 条関係でございします。「南魚沼市職員の育児休業等に関する条例」、それから次の第 7 条の「南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の部分でございします。育児休業条例では、部分休業に係る第 23 条の規定、勤務時間、休暇等の条例では、介護休暇に係る第 15 条の規定におきまして、勤務しない時間の給与の減額について、給与条例に規定いたします勤務 1 時間当たりの給与額の算定を引用してございします。先にご説明いたしました附則 35 項の規定を適用するために、ここでも読みかえを規定するものでございします。

戻っていただきまして、4ページをご覧いただきたいと思います。下段の部分で附則でございませう。施行日を減額措置の開始日、平成25年7月1日からとするものでございませう。

なお、減額措置によります給料等の削減額の試算でございませうが、一般職員の4月ベースの給料それから管理職手当で試算しますと約2,500万円。先ほど申しましたように1時間当たりの単価が連動しますので、時間外にも影響が出ます。これを昨年度並みといいますか、加算しますと2,600万円ほどになるかと思ひます。特別職では85万円ほどを見込んでいる次第でございませう。1人当たりいたしますと給料で平均、2万3,000円ほど、これは期間全部7月から翌年の3月までという形になります。管理職手当は管理職の部分だけですけれども、1万8,000円ほどの減額の支給となることとございませう。

また、交付税へのこういった給与減額措置の影響でございませうが、国が示す範囲で試算いたしますと、交付税で給与減額措置ということで、私どものところへ減額と見込まれる数値が約1億8,000万円という試算になりました。それで、この減額の国からの要請の趣旨、いわゆる地域の防災、減災を含めた活性化に資するという部分でございませう、「地域の元気づくり事業費」というのが次代計画で示されまして、今回の交付税の中で新たにその需要額が算定されることになっております。その試算をしますとそれが約1億5,000万円とございませう。したがひまして給与減額に伴う交付税の減と、今ほど申しました地域の元気づくり事業費に伴う需要額との差額が、今でいひますと3,000万円ほどとございませうが、そのほかに出た部分を勘案しますとそれぐらいの部分で減額が出てくる。

そして、実際今の差額、それからもろもろを言ひますと、試算で出した額というのは3,000万円より少なくなる見込みですが、今ほど申し上げました今回の職員それから特別職の減額措置で、いわゆる交付税が減というふうに見られる部分の中身は、何とかカバーできるというふうな試算になっております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長 質疑を行います。24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 市長に伺ひますが、市長会では地方自治への介入だということとをずっと言ひ続けてきていひるようでありませう。そういった中で県内でも、あるいは県もいろいろな動きがあつたにもかかわらず、全市でこれに取り組むという形ではないように私と思ひます。その点の見解をひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○議 長 市長。

○市 長 このことにつきましては、森長岡市長が全国市長会の会長でもありまして、当然地方自治への、いわゆる地方自治の権利、権限を侵すものだということで、強く抗議をいひるところでありますし、地方6団体、6団体というか3団体になりますか、知事会、市長会、町村長会——議長会等はちょっと私にはわかりませうけれども、そこでずっとこれを撤回しろという話をいひてきました。ですが、閣議決定ということが出まして、これは幾ら抗議をいひても閣議決定ということとでありますので、なかなかそれを翻すには至らないというこ

とであります。

そこで取り組みといたしましては、ラスパイレス指数 100 以下の市町村は影響がないということですのでこれは実施をしない。100 以上の部分で今、県内で保留しているのは、県もまだ保留しておりますし、確か新潟市も、長岡市もまだ確か保留だと思えます。あるいは私どものように、もうこれはこれでやっつけてしまおうということにしたのが、4 市ぐらいですね。

なぜ、私が今ここで踏み切ったかと申しますのは、今、総務部長が申しあげましたように、交付税との絡みの中でこれを実施しないで、交付税が 1 億数千万円減額になってくると、これはやはり職員も大変厳しいですけれども、市民の皆さんに対して申し開きが私もできませんので、この処置をとらせていただいたということであります。

県の市長会の中でも全部の市町村が一致団結をして、こういう方向へ行こう、ああいう方向へ行こうということはいろいろ議論しましたけれども、それぞれの市町村の判断にお任せをするということ以外にないということになりましたので、結果としてこういうことになった。

しかし、こういうことがあってはならないわけでありますので、改めて国と地方の協議の場の中でも今、森会長が強く、来年度以降こういうことは絶対ないように、あるとすれば今度は本当に地方が造反というところまで踏み込んで話をしているところであります。以上であります。

○議 長 10 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 今の答弁で重複することになるかもしれませんが、この問題につきましては職員の皆さんとは話がついていると思うので、具体的な一部改正についてとやかくということではないのですが、今、話が出ました本質的なことでちょっと市長の考え方をお伺いしたい。地方自治の根幹にかかわる部分については、またどなたかが質問すると思えますので、その一歩手前といいますか、心配するのは地方交付税がこういう形で減らされたということです。

今、多分地方自治の根幹にかかわる問題というのは、私がこれからしゃべるのとちょっとニュアンスが違うのではないかと思うのですけれども、私が一番心配しているのは、例えば東日本大震災の関係で国がこういうふうなことをしたと、それで地方も負担をお願いしたいというような形で地方交付税が減らされるということ。それはやはり地方交付税のあり方が変わってしまう。地方交付税というのは、地方が行政を運営するにいろいろな計算でやって、それを一定の方式によっていただくということになっているものが、これによって崩れてしまうというような心配を私はしているのです。

我が市の財政計画も交付税制度というのが従来どおり続くというふうな見通しの中で、財政計画などはみんな立てられている。そこにこういう形で交付税のあり方みたいなものが変わってくるとなると、ここにとどまらない、今後、先々いろいろな方法で交付税を減らす口実をつくってしまったのではないかという不安を、私はちょっとしているのですけれども、市長、この点の考え方をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 そこが一番の、地方6団体、3団体になりますか、懸念するところでありましたが、総務大臣等との折衝との中であくまでも今回は東日本大震災による国家公務員給与の減額、これを受けて地方も原資の拠出に協力をしてもらおうとそういう趣旨であるということ、本則を曲げるものではない。

ただ、交付税を減らすことにしたわけですから、そこに若干の不安と疑問は残るわけですが、今それこそさっきも触れましたように、知事会も市長会も町村会も、法律で定められた国と地方の協議の場を通さずしてこういうことが出たわけです。絶対今度はやってもらっては困るし——困るといふかさせないということであります。今回は閣議決定という部分が先に出了たので、結局簡単に言えば財務大臣と総務大臣の格の違いです。

そういう部分も政治の世界ではあったわけでありましたが、今後こういうことだけは絶対にさせてはならないし、してもらっては困るといふことである程度約束をしながら、今回の処置についてはそれぞれの市町村で判断をしていただく、県で判断をしていただくことになったわけであります。

交付税そのものが減らされても断固やらない、という市町村は確かに出てくると思いますが、それはそれで。ただそこで、やはり一番首長として迷うのは、職員の給与も大事であります。本当に大事であります、その分給与を減額しないことによって交付税が現実にもう減らされてくるわけです。それをどう市民の皆さんに理解いただくか、議会の皆さんに理解いただくかと、これはなかなか言い開きができないのです。我々も今までも給与の削減等やって、国よりも相当先から、県内で一番最初からそういうことに取り組んでその実績たるや相当のものがあります。

ですから、そういう部分もみんな申し上げながら折衝に入っていたわけですが、なかなかそういう部分にあらがい通すことができなかつたということでありまして、ある意味無力感も非常に感じております。

今後はそういうことのないように、きちんと我々も国に主張すべきはして、いよいよのときは、これは森市長とも話していますが、全部で造反すれば必ず翻るといふ思ひは私もありました。けれども、そういうことには至らなかつたということです。私1人ではないですけども力不足ということで、私もこの条例については非常にじくじたる思ひであります。決して喜んでこの条例を提出したことはないということ、またご理解いただきたいと思ひます。

○議 長 19番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 私がわからないのは、交付税1億8,000万円の計算式が出ているわけです、そうですね。単刀直入に言うとその式が何で1億8,000万円なのかがちょっとわからないのです。うちの市に当てはめると1億8,000万円になります。だけれども、実際ラスパイの出っ張り部分を削ると2,600万円の削減の計算になる。単刀直入に言うとそこがわからないのです。そこを教えていただければと思ひます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 以前に財政のほうでも説明していると思うのですが、交付税の算定値は理論値でございます。標準団体をまず定めまして、それに単価を掛けていわゆる需要額というものを出すわけです。その後、今度その地域のある一定の基礎数値、例えば実際の職員数であったり、人口であったりを加味して、最終的にまた補正係数を掛けて出していきます。ですので、その算式を具体的にこうやってこういう数値でこうだというのは、公開されておられません。

ただ、今回国が減額措置の依頼に当たって、概数的なものを示してきました。それに基づいて計算——これはあくまで試算でございますが、それにつきましては1億8,000万円という、国が示した算式に基づいて市で試算した額でございます。実際に8月に交付税の計算をして決定する額が、これと同じになるかどうかというのは今現在ではわかっておりません。以上でございます。

○議 長 19番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 交付税の算定の方式なんていうのは、もう百も承知ということはないですけども、それなりにはわかります。市長の説明も、ああそうかという、わかるなというものもあるのですけれども、1億8,000万円交付税が削減されて、でも2,600万円しか削減しない、する、2,600万円の削減効果だというと、1億5,000万円は簡単にいえばどこに行ったのだらうなと思うわけです。

1億5,000万円は国から地域の経済何とかで別立てで来ますということですけども、考え方が悪いというふうに私の斜め上からの見方になると、1億8,000万円を本当は削減しなければいけないのだけれども、2,600万円にして1億5,000万円部分は皆さんの給料にいったと逆にとられませんか。どうなのだろう。私はそういうふうにも聞こえてしまうのです。市長の言っている意味もわかりますよ。市長の言っている意味もわかるけれども、私は、こういう言い方もあるが、でも逆に見ればこういうふうにも見えるなと思うわけです。そう思いませんか、私はそう思います。

だから、何でどういう計算をすると……。ラスパイが今うちの市が100.8で、ちょっと私は市長が言っている意味も理解できる点もあれば、違う見方をすればこういう点もあります。そのところは、私の認識がちょっと変な方向から見過ぎという面があるのと、真正面から見ているのもあれば、斜め上から見ているのもあるのかなという思いがある。私はちょっとここところがわからないので、まだまだ理論がどうのこうの何てどうでもいいですから、2,600万円の、ゴールから計算したようにも見えてしまう点もあるし、どうなのでしょうかと聞きたいです。そのところをお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 先ほどの質問の趣旨がようやくわかりました、先ほどの答弁では失礼いたしました。実際、国は平均で7.8%減額措置をしています。今回の依頼につきましては、地方の現状に応じて判断してくださいという内容でございます。交付税の内容というのは、この

国の減額措置に準じた形でまずは減額します。ただ、私どもはいわゆる減額前であれば93.2ということで、国公の給与より給与水準が低うございました。それを減額措置の依頼内容にするには、いわゆる南魚沼市の現状の中で国がした率に見合う分というような形をとる格好です。

それを減額するものは減額、それをしたものを給与費にわざわざ返すのではないよ、地域の元気づくりのほうの事業費として、交付税では算定するとよという格好で、その部分を入れて現状に合った減額率がただいま申し上げた100を越える0.8であるというような算定式にするためのものと認識してございます。以上でございます。

○議 長 19番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 1億8,000万円とか1億5,000万円とか出てきたので、その点でちょっと意味がわからなくなってきたなと思った。最初の認識でもうわかっていたのですけれども、では例えば職員の皆さんの給料を削られて大変だろうけれども、このところには地域を活性化しろという意味も込めて、1億5,000万円がくるという点があるわけですよ。大いに飲みに行ったりしてお金を使ってこいという、叱咤激励もしていくべきだと思うのです。常にやっていると思うのですが、またいい機会ですので、していくべきだと思うのです。その点をよろしくお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 ご理解をいただいたようでありますので、元気交付金とかということですから、職員に限らず議会の皆さん方もひとつ減額されたと思って、その分を皆さん方もどんどんと町に出て消費をしていただければと思っております。

やはり矛盾はしているのです。デフレ脱却、給料を上げようというところにきて、公務員だけ給料を下げよう、これはやはりおかしいのです、間違いなくおかしい。おかしいけれども致し方ないという、先ほど私が述べた胸中でありますのでご理解いただきたい。

一生懸命地域の活性化にまた1億5,000万円を給料に回しませんので、ちゃんと活性化ができるような方策を考えながら投資をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 23番・岩野 松君。

○岩野 松君 1点だけお聞きします。先ほどとちょっと重なりますが、国がこういうふうにして、しかも3.11以来の大変なことに関して国としてもということで、国家公務員は賃金を削減してそっちのほうに充てるという意味はわかります。けれども、地方の削減分はそこには充てないと聞いております。それでもあれでしょうか、職員組合の人たちから、こうした形での要望的なものがあつたのか。聞きますと、新潟県内では4市が今実施しようとしているということですが、そういう申し入れなり要望などはあつたかどうかお聞かせください。

○議 長 総務課長。

○総務課長 職員組合とは、5月に入りまして数回協議をさせていただいております。そ

の中では、特に今ご質問のような点は出てきておりません。基本的な削減については職員組合のほうもやむを得ないといった中で、リフレッシュ休暇というような部分で、一部別に要望等はございました。その部分については別に協議をした中で、現行の有給休暇等の利用促進を図るといような形で協議は整っておりますので、特に今ご質問のような内容は出てきておりません。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

原案に反対の討論ですか。23番・岩野 松君。

○岩野 松君 43号議案に反対の立場で討論に参加いたします。新潟日報などでもいろいろ報道されていますが、今、議論のされたところで、県も今のところ考慮中ということであります。しかも県はラスパイレス指数が108.6%、ここの市よりも10倍高い——ここは100.8ですから、これは108.6と書いてありますので、そういうふうに私は解釈いたします——であるにもかかわらず、今のところは検討中という結果のようであります。

先ほどの市長の答弁の中でも、踏み切るのには4市かなということですが。全体的な額からいえば、そういう言い方はしてはいけないのしょうけれども、本当にものすごい金額が、当市においては給料がマイナスになるというほどではない額かと思えますけれども、でも下がるということはやはり働く側から見れば意欲が下がる。

それで、先ほどこういう時代だから、働いている人たち、組合の人たちなどもぜひそうしたいという思いがあったのかということでお聞きしたのですが、必ずしもそうでもなかったようです。だから、先ほどからも議論されています森市長が市長会の会長であるそうだけれども、できたら新潟県内全て今回は見送ってほしかったというのが1点であります。

そして、先ほどから議論が出ています。市長も言っていますけれども、地方自治体への介入である、地方分権に抵触するのかなと私も思います。かつて小泉内閣のとき、こういう地方交付税を削減する三位一体改革の中で行われ、本当に地方自治体は大変な思いをした体験もあります。また、自民党政権にもどった途端にこういうことが行われること自体も、私はこれからの意味でも危惧を感じる1人であります。

官民の格差の問題もありますけれども、首相そのものも民のほうに行っては給料上げなさいと、この間も言っていたのです。しかし、先ほども出ました官のほうは下げるといものもいかなものかというのも私の中にはあります。まず、そういう立場からぜひ皆さんもこれに対しては異議を申し述べてもらいたい、そういう思いで反対の討論に立ちました。ぜひよろしく願いいたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。21番・牛木芳雄君。

○牛木芳雄君 私は賛成の立場で討論に参加をしたいと思えます。本議会初日に市長の所信表明がありました。この所信表明に書いてなかったことを市長は自分の言葉で、「断腸の思

いである」、そして「背に腹はかえられない」こういう表現をしました。私はまさにそのとおりであろうと思っています。今回のこの給与削減に関しましては、ほとんどの県知事、政令市の首長、そして市長会の皆さん方、皆さんが反対であります。しかし、国が決定をしたということで、まさに背に腹はかえられない措置だったとこのように思っています。

しかし、地方分権あるいは地方自治というのは、一体どこに行ったのかと思っています。自分たちの自治体職員の給与はその自治体が決める、基本中の基本であります。そして2000年の地方分権一括法では、今まで国と地方において上下、主従関係であったのが、対等・協力の関係このようになっています。しかし、今回のこの決定を見ると交付税を武器に、地方をしばろうとしている、交付税によって地方をしばろうとしている何物でもないと思っています。本当に暴挙であると私はこのように思っています。

公務員の皆さんの給与、あるいは年金等が、一般の民間の皆さんに比べて恵まれているという話もよく聞きます。しかし、地域の給与水準を引っ張っていく、あるいは地域の経済を引っ張っていく、これも公務員の給与にはその一因があると思っています。そして、特に我が市においても、あるいはよその自治体においても言えることではありますが、きちんと人員を削減しながら、市長も言っていましたけれども、削減をしたりあるいは給与を下げていながら、今までずっと頑張ってきた。しかし、国の都合でこのようにさせられてしまったというところに私は問題があると思っています。職員組合の皆さんとも話がついているようであります。私も断腸の思いで賛成をする、こういうことあります。よろしく願いいたします。

○議長 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。19番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 第43号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例等の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。最初からこの条例改正については賛成するつもりだったのですが、ちょっと説明の中で一部、これはちょっと面白くないなというのがあったので、反対しようと思いましたが、説明を聞いていれば、やはり私が最初思っていたとおりのことだったのだなと理解したので、賛成していきます。

先ほど最初に反対討論をした方にかぶせていくというのはどうかという点があるのですが、国に対して抗議の意味も込めて反対だと私は聞こえたのですけれども、私はやはり市議会の場は、市民にとって何が一番よくなるかを考えていく。もうお国のほうが交付税を減らしていくよ、1億8,000万円減らすよと言っているわけです。その中でそういう流れに乗らなければ、市民生活では何を削っていくのですか。ここで給料削減しなければ何で削っていくのですか。そこを私は考えていって、しっかり市民が一番よくなる方法はどうかという視点で考えれば、私はおのずと賛成になるのではないかと思います。

国への抗議とか関係ないですよ。そういうのでなくて市民の立場を、市民を考えて、泣く・泣くの思いで、断腸の思いで提案している議案です。全員賛成でなるようにぜひよろしくご

検討いただければと思います。これにて討論を終わります。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第 43 号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例等の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 43 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 4、第 44 号議案 南魚沼市保育園条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは第 44 号議案 南魚沼市保育園条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、新潟県の保育所等指導監査において、一部保育園のほふく室の面積が、児童福祉施設の最低基準を定めました「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を満たしていないとの指摘を受け、全保育園を同基準により見直した結果に基づき、3つの園の定員を変更するものでございます。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。四十日保育園につきましては、30 名減の 90 人でございます。八幡保育園は 5 人減の 105 人、中保育園は 15 人減の 105 人に変更するものでございます。

議案の 1 ページのほうをご覧ください。附則ですが、県への是正結果報告が 3 月末になったため、今議会での提案となりましたので、附則にて 4 月 1 日に遡及適用するものでございます。

以上説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 未満児のほうの面積を広げようということでの定数を直したという部分でありますけれども、現在これを適用しても退園をさせられる児童はいないという報告でありました。未満児については今後相当数が入ってくると予想されますけれども、そういう面の対応のほうは十分なのかどうかをお聞きしたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 昨年度あたりを見ますと、何とかやっつけていけるのではないかということで、いよいよになれば、他園等で調整をしていく形になるかと思えます。

○議長 10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 今のところにちょっと関連して急に聞いてみたくなつたのですが、今、定数減にしても退園をしてもらう児童はいないかという質問をして、そうだとことであります。けれども、ちょっと私が理論的に合わないなと思うのは、監査を受けたら施設基準に合わなかったんで、定数を減らさなければならぬ。施設基準に合わせるということは、施設を広げるか、もしくは、多分1人当たり3.3平米か何かでしようけれども、それを満たすまで削除というか児童を減らしてどこかに行ってもらるか、そうしなければ理論的に合わないでしょう。そこがちょっとよくわからないのです。そののところがひとつお願いします。

○議長 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 特に未満児は一定程度になればはいはいをするので、もう少しほふく室の面積が必要だということで、3月末の時点でもう既に私どものほうとしては定員を見直しております。実際の入園に当たっては、もちろん退園とかそういう措置はとっていませんが、それで特に問題がなくこられたということです。

○議長 長 23番・岩野 松君。

○岩野 松君 それにも関連するのですけれども、定員を削減するという事の中には、以上児の定員だけ削減する、クラスごとに削減していくという考え方ですか、どういふことでしょうか。

○議長 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 今回の場合にほふく室という話が出ましたが、これは2歳未満については、ほふく室あるいは乳児室がございます。それから2歳以上については、3歳児、4歳児、5歳児になりますけれども、これについてもあわせて両方のかえるということでございます。

○議長 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議長 長 採決いたします。

第44号議案 南魚沼市保育園条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 44 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 5、第 45 号議案 南魚沼市児童センター条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは第 45 号議案 南魚沼市児童センター条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本条例は、蕨神小学校の学童のために、蕨神小学校体育館のギャラリーを改修しまして、新たに児童センター蕨神クラブとして供用することに伴う改正が主なものでございます。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。第 1 条につきましては、設置の根拠規定が適当でなかったものですから、それを改めるものでございます。第 2 条につきましては、児童センター蕨神クラブを加えるものでございます。第 3 条の第 3 号につきましては、適切な用語に改めるといことです。第 4 号につきましては、目的達成というこの目的の意味が定かでないものでしたので、第 1 条の目的ということを明確にしたものでございます。

それから第 10 条につきまして、これも第 1 条の規定に反した利用を禁止するとございますが、第 1 条の規定に特にそういった禁止規定等は定めてございませんので、第 9 条におきまして、いろいろな禁止行為を規定しておりますので、それらに違反した場合の措置を 10 条において規定させていただいたものでございます。

1 ページにお戻りください。附則ですが工期のほうが 9 月 10 日までとなっております。ただ、できるだけ早めに工事を進めていただいて、完成次第供用開始するというので、施行日につきましては今現在定めずに三月を越えない範囲において規則で定める日から施行するとさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。10 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 点だけちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、細かいことで済みませんがこれも仕事ですのでちょっと聞いてみたいのです。蕨神小のところにギャラリーを利用して学童保育を設置するのですけれども、どのくらいの学童を予定しているか。そして、ギャラリーは上のところですから、面積的にどうなのかをちょっと聞いてみたい。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 まず今の浦佐認定こども園に、蕨神地区から大体 13 人ほどいらっやいます。この人数のほかに、保護者会議がまだできておりませんので、きょうの夜も会議を開催して、保護者会議等について検討するという状況でございます。これからまた増える可能性もございます。

それで、今の面積でございますけれども、54.45 平米でございます。これを 1.65 でもって割り返しますと 33 人ということになるのですが、そこには流しとかそれから調理場が必要でございますので、若干減ってきます。おおむね 28 人か 29 人ぐらいが定員になるだろうと予測

しております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第 45 号議案 南魚沼市児童センター条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 45 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は 11 時 10 分といたします。

〔午前 10 時 51 分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午前 11 時 09 分〕

○議 長 日程第 6、第 46 号議案 南魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 第 46 号議案 南魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

し尿の収集・運搬及び処理については、現在市の業務として行っております。常設便所、工事現場等の仮設便所の区別、又は距離の遠近に関係なく、依頼者からくみ取り量により市内一律の手数料を徴収しています。住宅の便所に比べ仮設便所では、収集運搬コストが大幅に割高となっていることから、仮設便所の収集運搬について、コストに見合う負担をいただく仕組みに変更したいものです。

常設便所し尿の収集、運搬については、市の業務から収集運搬許可業者の業務に変更し、依頼者は許可業者にくみ取り・運搬・処理料金を払い、許可業者は市に処理料金を払う仕組みとしたいものです。

3 ページの新旧対照表でご説明申し上げますのでお開きをいただきたいと思います。第 22 条では、一般廃棄物の収集運搬許可を受け、収集を行った業者が「し尿」の処分のため「市のし尿処理施設」を使用した場合に「使用料」を徴収することを規定したものです。

別表第 2 は、条例第 19 条で、市が一般廃棄物の収集運搬処分を行った場合に、徴収する手数料の額を定めた表ですが、仮設便所のし尿については、市は収集運搬処分業務を行わない

ことを括弧書きで明記いたしました。

別表第4は、先ほどの第22条により収集運搬業者がし尿処理施設を使用した場合の料金を新たに追加したもので、金額につきましては、浄化槽汚泥、生活雑排水汚泥と同額の10リットルごとに28円としたいものです。

1ページに返っていただきまして附則としまして、施行期日につきましては周知期間を約3か月とらせていただきまして、平成25年10月1日からの施行としたいものです。

以上で、説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 この部分、社会厚生委員会のところで、その他の中でちょっと説明があった部分です。この条例の一部改正につきましては、仮設の部分だけ除くということになるので、条文のでき上がりからすれば、多分私はこれでいいと思います。けれども、仮設の部分を除いたので、その消えた仮設の部分、非常に私は重要視しているのです。委員会で聞いたところによりますと、仮設の部分は、多分今度は業者のほうとのやりとりになるので、市が口を出すところじゃないという話になるのかもしれないけれども、一応目安として数字が示されました。それについてちょっとお聞きしたい。

今、し尿処理が減っていますので下水道が全部完全に100%活用になるまでは、両方を共にうまくやらなければならないわけです。し尿処理業者が大変だったらそこを何とかしなければというところは私もありますけれども、この仮設の部分です。委員会でいただいた資料によりますと、これは一応最高限度額の目安だそうですけれども、その業者から依頼者の距離が片道、今度は量ではなくて5キロメートルの場合1か所で5,250円、5キロメートルを超えると1キロメートルごとに1,050円を加算するというのですよね。委員会のときにも話をしましたけれども、遠いところ例えば10キロメートル、20キロメートルも業者と離れているところがあるとすれば、仮設を使用する人は、金額がものすごいアップになってしまうのです。それは業者負担になるかもしれませんが、業者だって負担になれば今度は施主さんのほうの負担にもなるのでしょうから、このところをどういうふう考えているのかちょっとお聞かせいただきたい。

もうちょっと具体的に言うと、業者から5キロメートル以内であれば5,250円でいいですけども、多分業者と、例えば具体的に言えば清水とか三用の外れとか、そういうところからすると、10キロメートル、20キロメートルなんて例としては想定できると思うのです。そういう想定をどのようにしているかをちょっとお聞きしたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ただいまのご質問についてですけれども、一番仮設便所のコストが掛かる部分ですが、常設である場合についてはある一定期間内にくみ取ってくださいということで、業者にしても計画的な収集ができます。ところが、工事現場とかになりますと、もう、いつ何日に撤去しなければならないし、ぎりぎりまでは使っているわけですので、この日、この時間に来てくれと指定をされます。そうしますと距離の遠いところであっても、その1

社のためだけに収集に伺わなければならないというところが、今回の改正をさせていただきたい一番の問題点だと思っています。

それで、確かに距離の離れたところについては、先ほど議員がおっしゃるとおりの計算で上限を定めたいとは思っていますけれども、私どもが想定していますのは、今ほど言いましたようにほかのものと一緒に収集できるときについては、これほどの金額を取ってくれるなという考え方です。そうではなくて、日時指定をされた場合については、やはり実費に近いものをいただかなければ、不公平が生じるのではないかということで改正をさせていただきたいと、そのように考えております。

○議 長 10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 そのように行政指導をされるということであれば、それはそれでいいんですけれども。ただ、私が心配するのは、そういうふうに行行政指導をしたとしても、どういう形で業者にこの5,250円、1キロメートル増えるごとに1,050円というのが伝わるかわかりませんが、考え方によってはお墨付きをいただいたみたいなものです。

業者が今、大変困っている、年々困る。できるだけ安く上がるようにしてくださいと言っても、業者はお墨付きをいただければこうしますよね。そうした場合にそれはそれで仕方がないと私も思うのです。だけれども、担当者として、一番遠いところほどのくらいアップするかの見通しを立てながら、こういう計算といえますか予定を立てたのかということをお聞きしたい。だから、一番遠いところを20キロメートルぐらいに想定しているのか。そうすると非常に高くなりますよね、そこをちょっと聞いてみたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 いまほどの湯沢町の三国等で発生をした場合について、最高で5万5,000円ほどということで、随分な金額の上昇になるかと思っております。

○議 長 10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 そちら辺を承知の上でそういうふうなことを立てた。それで致し方ないということになれば、致し方ないですけれども、この条例が交付されれば今度利用者は、今までは常設も仮設も変わらなかったわけですので、350リットルまで3,150円、それを50リットル超えるごとに450円という非常に安いものが、一気に遠いところはマックスで5万円を超えるようなことになると非常に戸惑いますよね。これを本当にやるでしょうから、そうであればよっぽどのピーアールをしながらやっていただきたいと思えますし、そういうふう承知してしたのならしょうがないけれども、今後の進め方については誤解のないようにというか、うまくやっていただきたいと思えます。それだけ言っておきたいと思えます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 その辺につきましては先ほども言いましたように、あくまでもこの示されたものは特異なケースでの最高額という考え方でいますので、当然、日時指定まではしないというようなケースのほうも考えられるかと思えます。その辺について業者のほうとよく相談をして、あくまでも理屈が立つ範囲内での徴収をしてほしいという指導をさせていただ

きたいと思っています。よろしく願いいたします。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 担当委員会の話だということですが、この議案を見て、その手数料というか運賃という部分はどこに書いてあるのか。それが一番の問題だという説明までしているわけですが、私は仮設便所が加えられたとしか理解していなかったわけですが、それをまずお聞きいたします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 今までは市の業務として、収集・運搬それから処理について、業者のほうに市から直接委託をさせてもらっていました。今後は、収集・運搬につきましては一般廃棄物の処理業者がありますので、そちらのほうに委託をさせていただいて、その部分は業者の収入としていただく。そうして集めてきたものについて処理場で処理する料金について、市のほうは処理施設使用料ということで徴収をするという仕組みにしたいということでございます。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 前段でのその議案説明にそれがないということは——私自身もそうして使わせてもらっている1人ですが、今まで我々が仮設便所のくみ取りをお願いするときには、大体業者は「すぐには行けません」と、こういう話をします。そして、「もうこれから使えません」という話になるわけです。くみ取ってもらってももう使えないようにガムテープを貼っていくわけですから、自分たちがきょう撤収しなければならない、今すぐ持って行けなんていう話はめったにすることはないと思います。

そうした中で今の質疑を聞いてやっとそれが判明をして、幾ら取ってもいいなんていう話をするのは、これは行政として今までとは——さっきの話がたびたび出ますけれども、使用者、受益者にとって大変なことが起きるなということを、私は今感じました。やっぱりそういう行政指導はあってはならないと私は思います。今までどおりにやっていただきたいと思っています。

そして話は変わりますが、要するに下水が普及しますと、多分、生活雑排水汚泥というのは1つの問題として、昔、六日町地域で住宅を新築する場合は、雑排水槽を設けなさいという条例があったのです。それが今残存しているのがかなりあるのかどうか。

そしてもう1つは、合併浄化槽というのは下水道法でやっていることですから、これは使用料だけでいけるわけです。どうしてもくみ取りをお願いしなければならない仮設の問題はまあまあともかくとしても、これはなくならないと思います。けれども、生活雑排水、要するに以前の条例で定めた雑排水槽がずっと残っていく可能性がどこまであるのか、その辺をひとつお聞きしたいと思います。

そして、あとは単独浄化槽ですね。単独浄化槽を下水につなぎ込まない人はかなりいると思います。そうしたときに、私は今のこれに該当するものだと思いますが、その見通し等はどうなっているのかひとつお聞きしたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 先ほどの条例案説明のところで、私のほうでは仮設便所、し尿の収集・運搬については市の業務から収集運搬許可業者の業務に変更し、依頼者は許可業者にくみ取り運搬処理料金を払い、許可業者は市に処理料金を払うということで説明をしたつもりですが、その辺のところにつきまして説明が不足だったのだらうと思います。その点についてはおわびを申し上げます。

それから、後段の件につきましては、下水道……。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 そこは説明を聞いているのです。相対でやりなさいということではどういう問題かは、普通担当委員会は質疑をしないですよ。そこで、ただ聞いただけだからということで10番議員がこうして話をしたわけです。それで、単純に計算すると5万円にもなるなんていう話を聞くわけですから、私は大変なことだなと。やはり、それによって発生する問題までの説明をする。そして、いままで幾らでやっていたかは知らないけれども、私の場合は1回の仮設便所をくんでもらうのに、かなりでも3千数百円ですよ。そうすると、離さなくてもやれるのではないか。逆に今度はその処理をするお金を市が上げるなんてこと自体が逆行していると、こういうふうになってしまうのです。要するに市民負担はどんどん増えていくということです。その立場でやはり説明をしていただきたかったと思います。以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 先ほど議員のほうで、いつ何日という日時指定はしないというお話がございました。そのようであれば、極力今と同じような料金に近い形で、ほかのところの収集に行ったときに一緒に収集をしてくださいということで、料金はなるべく少なくしてくれるようにと業者のほうに説明をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議 長 22番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 事情がよくわからないものですから、取り越し苦労であれば幸いと思っておりますが、例えば自然の中でイベントをするようなときがあるとします。遠い山の中に入ってやったような場合、イベントの期間が1日とかそこらで終わることが多いわけでしょうけれども、それこそさっき言ったように、ごく離れば4万円、5万円という実費を主催者側が何らかの形で工面しなければならないわけです。そういうところに市として、これは有用な行事だな、イベントだな、取り組みだなとした場合は、何らかの手当をしてやらないと、何かかわいそうという気がしますが、その辺は考えていますか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 例年のイベントにつきましては、これに該当するものについてそれほど多くないだらうということで検討をされています。それから先ほどの、遠くで急に新たなイベントができたときの場合ですけれども、これにつきましては先ほどから何度も繰り返していますように、いつ何日ということではなくてある程度の期間その便所を借りておいてもらって、当然その間はリース料が掛かりますけれどもその分の負担と、それからこちらのほう

からわざわざ行かなければならないところのお話し合いが当然されるものだと思いますので、それほどの負担の増にはならないものだと考えております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 46 号議案 南魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 46 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 7、第 47 号議案 南魚沼市道の駅条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 それでは第 47 号議案 南魚沼市道の駅条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

このたび、道の駅「雪あかり」内にある今泉記念館に、お隣の湯沢町保健医療センターを運営しています「公益社団法人 地域医療振興協会」による診療所が開院される運びとなったことから、南魚沼市道の駅条例に規定されている診療所となる部分の「多目的室」を条例から削除するものでございます。

今後は、診療所部分の面積や薬局の位置等を確定して、賃料を決めた上で地域医療振興協会に貸与するということとなります。

それでは概要のほうを説明させていただきますが、議案資料 3 ページをご覧ください。「新旧対照表」により説明をいたします。

現行の、別表の 2 雪国交流館及び憩いの広場等の利用料金の表の中の、多目的室の部分を削るものでございます。

戻って議案 1 ページをご覧ください。附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず地域医療振興協会のほうの診察室に関連してですけれども、担当委員会で説明されたときにも申し上げましたが、医師が固定をするという部分は非常に大事な部分であります。今回、医師の固有名詞がもう出ました。その方がずっと固定してそこにいてくださるということが、協定の中に盛り込めるのかどうかという部分について、ひとつお伺

いをします。

それから道の駅については6次産業化の加工センターについてのお話がどうかという部分が出ていますけれども、こういう部分が出てきたときに、この敷地内でどういうところが考えられるのかというところをお聞きします。

もう1点は新聞にも出ましたけれども、市民ギャラリーとして使用したいという方が突然だめだと言われたことについてです。今回は多目的室のほうがそういう形で使用がもう確定をしたのであれば、例えば企画準備室として利用している部分ですね、こういうところを、従来よりちょっと面積が狭くなりますけれども、市民ギャラリーとして利用するということの可能性について、以上3点をお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 冒頭の部分だけお答え申し上げますが、高橋先生からまずは赴任をしていただくということであります。ただ、協定の中にずっと高橋先生ということ盛り込めるものではないです。医師はきちんと地域医療振興協会が責任を持って配置をするわけであります。先生もまだお若いし、それから非常に地域医療ということに大変な熱意を持っていらっしゃる方ですので、単年度でかわるということはまずあり得ないと思っております。けれども、その先生をずっとそこへ固定させろという協定はちょっとでき得ないことですので、それは地域医療振興協会のほうで責任を持って医師をきちんとそこに配置をするということとどめてございます。あとは担当部長に説明させます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 2点目の6次産業化に向けた加工センター等の構想があった場合ということについてですが、今現在、具体的に加工センターというような構想というものがあるわけではありません。規模、内容等がどの程度になるのか、その辺を見極めた中で、その敷地内どういう形が取れるのかというのを検討してまいるといことになろうかと思っております。

それから3点目、市民ギャラリーの部分のいわゆる代替場所というようなことですが、私も今泉記念館の中でいろいろ検討させてもらってあるのですが、1階のロビー等広い部分がございますけれども、ご承知のように市の観光協会があそこに入りまして、いわゆる観光のいろいろなものを置いたり、あるいはあそこのホールの部分、魚野川方面に向けては非常にいい景観で、あそこは結構皆さんが来て休憩をするというところでもございます。その1階の部分というのはなかなかスペースが取れないだろうと。2階の部分の企画室があるわけですが、あそこのところも、2階全体をいわゆる有料の展示館部分ということでしております。あるいは常時いろいろな展示をしているものですから、一定期間だけその企画展示をやめてお貸しするというのは理論的には可能ですけれども、いわゆる一般の方々がそこをなかなか使い勝手のいいように、じゃあいつからという形で使うというのは、非常に難しいであろうというような考えを持っております。

代替の施設としましては、いわゆる作品発表というようなことであれば、いろいろ市民会

館、公民館等がございますけれども、そこに物販的なものが入ってきますと、どうしても使用が制限されるというようなことです。例えば塩沢の織物会館ですとか、市民会館のいわゆる市民会館部分こういったところ、あるいはお国自慢会館等について公共性のある施設のところではそういったところが可能だと思いますけれども、いわゆる物販という部分が入ってくることによって限定されてしまうということだと思っております。以上です。

○議 長 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 地域医療振興協会との協定については承知をしました。医師の名前を具体的にに入れてこの方はということは、多分難しい部分であります。ただ、中之島診療所のほうの経過を見ていますと、医師が固定しているということが、やっぱりその地域にとっては非常に大切な部分であります。この部分は地域医療振興協会に対するお願いでしかありません。それはやっぱりずっと強く、できるだけ固定をしていただきたいということは、市長のほうからお願いをしていただきたいと思っております。以上です。

○議 長 23 番・岩野 松君。

○岩野 松君 今の多目的室は、今まで使われていた市民ギャラリー的な場所だったのですけれども、今泉博物館があるときから市民ギャラリーの役割をあそこの建物は担ってきたと思っております。固定されていて駐車場があり、非常に使い勝手がよかったというのが利用者側の声でありました。市民ばかりではないですけれども、市民ギャラリー的にいろいろな芸術家やそういう人たちがここでやりたい、常設とまではいわなくてもいつもそこではそういう形でやれるんだという場所を、何とかする考えがあるかないかお聞かせください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 先ほどもご説明申し上げましたけれども、今ほどのいわゆる展示、作品の発表の場ということであれば、いろいろな公共的な施設がございますので、そちらのほうをまたご紹介をいたしたいと思っております。ですが、そこで自分たちがつくったものであっても、いわゆる一般的に物販といいますか販売が、公共的な施設の中でできるかということになると、なかなか難しい点がございます。先ほど言ったように織物会館ですとか、市民会館の市民会館部分、こういったところをご紹介するということになろうかと思っております。以上です。

○議 長 23 番・岩野 松君。

○岩野 松君 では、結局今までみたいに、物品販売もそうですけれども、よその人たちもここへの流布の意味もあって、ここ出身のいろいろな芸術家の作品展も随分ここでは行われていたと思いますが、そういう常設的なものは当面はなくなると考えてよろしいですか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 常時使えるという形であれば、市民会館の部分が使えると思っておりますけれども、いわゆる今泉記念館の中にそういった部分が確保できるかということであれば、それは今のところできないということでございます。

○議 長 19 番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 今、11番議員のほうから、医師についてなるべく固定してなんていう話があったのですが、私はそれも一理あるなというふうな思いがあります。ただ、でも相手のこともあるし、一番はやっぱり医療機関の方たちがやりやすいように、そしてずっといてくれるように、長い時間いてくれるように、良好な関係に当然なっていくと思いますけれども、そのこのところを第一に考えていっていただければと思います。

あとそれと、23番議員のほうから市民ギャラリー云々とありましたけれども、道の駅の物産館をつくるに当たって、いろいろな話の中で聞こえてきていたのは、今度は月に1回ぐらい産業まつりみたいなものやっついこうというふうな話がずっとあったんです。正直、私はそれをずっと聞いていたのです。産業まつりをなるべく月に1回ぐらいやっついきたいなとそれを考えていて、産業まつりほどでかくはないけれども、小さい産業まつりみたいな、軽トラ市みたいなイメージというふうに思っていた。ただ、去年は1年間やった中で今までやっていないわけですし、今も市民ギャラリーのあそこで物販ができるようなことをしてほしいとかいろいろな意見をこの間の一般質問でもさせてもらいました。要は本当に月に1回ぐらい、逆にもう農協さんとか市のほうで企画をして、ここに参加者の募集をやれば、一番すんなりいくのではないかなという点もありますし、1区画幾らとかそういうのも1つだと思います。本当に今泉をいろいろなことで一生懸命にやられていると思いますけれども、しっかりとみんながよくなるように、ぜひ頑張っていっていただければなというふうな思いがあります。

ただ、1点だけちょっと私がわからなかったのが、国道17号はことしすごい除雪があったわけです。除雪をずっとして、駐車場の除雪を17号側にどんどん盛ったわけです。そうすると、今泉記念館も見えないし、物産館も見えない。何で正面側の17号から一番通り沿いのほうに、雪をどんどん盛っていったのか、飛ばしていったのかというのがちょっとわからない。今後はそういうことはないと思いますが、お店が見えなければ、入る視界が奪われて建物が見えなければ、お店の中に入っていけない点もありますので、しっかりとここが拠点になるようにするにはどうすればいいのかという、広い視野で考えていただければと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 今後の道の駅、今泉記念館を含めた道の駅の部分の利用ということでございますが、当然あそこへにぎわいをもって大勢の人から来ていただく。それがひいてはまた直売所等の物産館の活性化にもつながっていくということでございますので、この辺につきましては、また指定管理者のほうとよく話をしながら詰めていきたいと思っております。

除雪の件についても、ことしの冬を越しまして、いろいろな内部の協議の中でもそういった話が出ております。雪をどこにやったらいいのかという部分もございますので、その辺についてはことしの内容でよく現場のほうがわかっているつもりでございます。排雪といいますか、除雪する場所の問題もありますけれども、その辺についてはまた検討させてもらいたいと思っております。以上です。

○議 長 17番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 この条例改正に関連して2つ質問をさせていただきます。1つ目は直売所の脇のほうにある休憩施設の件です。土曜日、日曜日に行くと、何人か休憩されている方が見受けられます。あそこの施設についてはできるときには、いろいろな催し物関係をやると、あるいは農業体験等もやっていこうという趣旨であったかと思います。けれども、聞いてみるとこの1年間、そういった実績は全く1回もないという話でした。あと農協に確認したところ、農協の判断ではできないというような話も伺いました。

やっぱりいろいろ話を聞いている中で、隣にああいう立派な施設があるわけですから、そこは有効利用をしていろいろなイベント等に使えるようにしてあげればいいんじゃないかというように考えます。これまでのこの件の話を聞き、今、執行部の説明を伺ってまして、あの建物については何も言及がないと思ったものですから、考えをお伺いしたい。

それからもう1点は、診療所にするということですがけれども、ご承知のように食品も取り扱う、あるいは隣は美術館、記念館という形になるわけです。やはりいろいろな意味で感染症等の問題を考えると、診療所とはきちんとはっきり分けることが必要ではないか、そのように心配する部分もあります。今後、施設の改造等が必要になるかと思えますけれども、そういったきちんと区分けするという考え方について、駐車場も含めてですけれども、あればお伺いしたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1点目のほうについてお答えをさせていただきます。今ほどのやりとりの中で休憩所の話が確かにございませんでした。その部分も含めて、今、指定管理者のほうと話を詰めております。確かに普段は余り利用されていないような印象を持ちますけれども、実際にはバスが来たりすると、やはりそこで休憩されている方、ある一定の休憩時間がございますので、あの園内施設を回りながら休憩しているという方もおるといのは事実でございます。

また、道の駅という部分で、やっぱり休憩所あるいはトイレという部分についてはもう必須でございますから、そこが全く使えなかったというわけにはいかないという部分もございます。どの辺までが許容できるのかという部分、そこを使った中でまた誘客に努めるという部分では、いい場所といたしますかスペースでもございます。その辺はまた今JAさんのほうと詰めておりますので、今後いいようになるのではないかと考えております。以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 後段の博物館側と診療所側の往来については、何とか制限できるような方法を今協議中でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 47 号議案 南魚沼市道の駅条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 47 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 昼食のため休憩といたします。休憩後の再開は午後 1 時ちょうどといたします。

〔午前 11 時 48 分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

〔午後 1 時 00 分〕

○議 長 日程第 8、第 48 号議案 南魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 それでは第 48 号議案 南魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。本議案につきましては、平成 25 年 4 月 1 日「道路法施行令」の改正に伴いまして、南魚沼市道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。

電柱や水道管などを道路区域に設置する場合には、道路法第 32 条第 1 項によりまして、道路管理者から道路占用の許可を受けなければなりません。そして、道路占用の許可を受けなければならない工作物等は、道路法第 32 条第 1 項及び道路法施行令第 7 条にうたわれております。

今回の道路法施行令の改正では、新規占用物件としまして、第 7 条第 2 号に「太陽光発電設備及び風力発電設備」が、第 3 号に「津波からの一時的な避難場所として機能を有する堅固な施設」が追加されました。それに伴いまして、南魚沼市道路占用料徴収条例において、新規占用物件の占用料を設定するものであります。

また、あわせて引用しています政令の条ずれにつきまして、所要の改正をするものであります。

なお、「津波からの一時的な避難場所として機能を有する堅固な施設」につきましては、当市での該当はあり得ませんので、今回の一部改正からは、外しております。

具体的な改正の内容につきましては、資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。資料 3 ページをご覧ください。第 2 条ですけれども、占用料の額を定めるものですが、引用しています政令の条ずれによりまして、右側「現行」の 6 行目「第 7 条第 6 号」を「第 7 条第 8 号」に、同じく 7 行目「同条第 11 号」を「同条第 13 号」に改正いたします。

続きまして、第 2 条関係の別表ですが 4 ページをご覧ください。左側「改正案」の中段に記載しております「政令第 7 条第 2 号に掲げる工作物」これが今回、新規で加わりました占用物件に当たります。この工作物が、「太陽光発電設備及び風力発電設備」です。単位及び金

額は、「占用面積1㎡につき1年」「1,000円」とさせていただきます。

また、4ページから5ページの右側「現行」の「占用物件」欄で11か所アンダーラインを引いた部分があります。同じく、5ページの備考欄で2か所アンダーラインを引いた部分があります。それらは全て、引用しています政令の条ずれによりまして、それぞれ改正案のようになりますので、個々の説明は省かせていただきます。

なお、施行日は、公布の日とさせていただきます。以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第48号議案 南魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第9、第49号議案 南魚沼市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。消防長。

○消 防 長 第49号議案 南魚沼市火災予防条例の一部改正についてご説明を申し上げます。平成25年3月27日、消防法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴う改正条例でございます。

3ページの新旧対照表をご覧ください。第29条の4第4項の下線部の施行令を引用する条項を、3号繰り上げ、第37条第4号から第6号までに改正するものでございます。

1ページの附則をご覧ください。施行期日は、平成26年4月1日でございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 49 号議案 南魚沼市火災予防条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 49 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 10、第 50 号議案 市道の認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 それでは第 50 号議案 市道の認定につきましてご説明を申し上げます。

今回の市道認定は新規に 2 路線を提案するものであります。道路種別はいずれも「その他」でありまして、起終点の地番、延長・幅員、主な経過地は記載のとおりであります。

それでは議案資料の図面におきまして説明をさせていただきます。3 ページをご覧ください。図面番号 1 ですが、小栗山地内の路線で、市道六日町小栗山線を起点とするものであり、路線名は「小栗山長表住宅線」、延長 40 メートル、幅員 5 から 8 メートルであります。

袋状路線ではありますが、市道認定に関する取扱要領における基準に合致することから認定をお願いするものです。

次に 4 ページをご覧ください。図面番号 2 ですが、上十日町地内の路線で、市道島新田中線を起点とするものであり、路線名は「上十日町 13 号線」、延長 53 メートル、幅員 6 から 10 メートルであります。

本路線も、市道認定に関する取扱要領における基準に合致することから認定をお願いするものです。

以上、新規認定 2 路線であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 50 号議案 市道の認定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 50 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 11、第 51 号議案 財産の取得について（ロータリ除雪車 2.2m級）、日程第 12、第 52 号議案 財産の取得について（ロータリ除雪車 2.6m級）、及び日程第 13、第 53 号議案 財産の取得について（ロータリ除雪車 2.6m級）の以上 3 件を一括議題といたします。3 件について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第 51 号議案、第 52 号議案、第 53 号議案いずれも財産の取得、ロータリ除雪車についてでございますが、順次説明を申し上げます。財産の取得につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づきまして、予定価格 2,000 万円以上の動産の買い入れにつきましては、議決事件となりますのでこのたびご同意をお願いするものでございます。

第 51 号議案につきましては、国の緊急経済対策、補正予算に対応いたしまして、本年 3 月補正予算でお認めいただき、平成 25 年度に繰越しさせていただいたものでございます。52、53 号議案につきましては、当初予算でお認めいただき、第 8 款 土木費 除雪機械整備事業費に係る備品でございますロータリ除雪車の購入でございます。3 件とも入札日が 6 月 3 日でございます。事務処理上から、議会運営委員会開会の際には議案として送付することができません、初日に配付させていただいたものでございます。3 議案とも物品購入契約につきまして、ご同意をよろしくお願ひしたいものでございます。

最初に第 51 号議案 についてご説明申し上げます。議案の 1 ページをご覧ください。

1 の取得する財産の表示でございますが、取得する財産は、ロータリ除雪車の 2.2 メートル級、台数は 1 台でございます。取得の方法は指名競争入札でございます。取得価格は、3,126 万 9,000 円でございます。契約の相手方といたしましては、市内浦佐に所在します株式会社小柳機械整備工場でございます。

めくっていただいて 3 ページをご覧くださいと思います。物品購入の仮契約書でございます。先ほどの取得価格等が出ております。

4 ページをお願いいたします。入札調書でございます。先ほど申し上げましたように 6 月 3 日に入札を執行いたしました。3 社の応札がございまして、税抜き 2,978 万円、落札率といたしましては 99.43%で、株式会社小柳機械整備工場が落札したものでございます。

5 ページでございますが、契約の相手方の概要が記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

めくっていただきまして 7 ページをご覧くださいと思います。ロータリ除雪車 2.2 メートル級の仕様書でございます。1 には性能、2 には除雪装置、次のページにわたっては 3 の主要諸元それから 4 の車体などが記載されておりますし、ずっといきまして 11 ページには、オプションの装備、12 ページには特記の仕様書、13 ページには全長それから全幅などを記載

しております外形の参考図を付してございます。納期は平成 25 年 10 月 31 日でございます。

次に、第 52 号議案の 1 ページをご覧くださいと思います。

1 の取得する財産の表示でございますが、同じくロータリ除雪車でございますけれども 2.6 メートル級でございます。180 度可動して、雪庇を崩すスイングオーガ装置をオプション装備するものでございまして、取得台数は 1 台でございます。取得の方法は、指名競争入札でございます。取得価格は 3,306 万 4,500 円でございます。契約の相手方は市内川窪に所在をいたします株式会社国際自動車整備でございます。

3 ページは先ほどと同じく物品購入の仮契約書でございまして、取得価格が契約金額として記載されてございます。

めくっていただきまして 4 ページをお願いいたします。入札調書でございます。これも 6 月 3 日に執行をいたしました。3 社の応札がありまして、税抜き 3,149 万円、落札率にしますと 99.97%で、株式会社国際自動車整備の落札となったものでございます。

5 ページ以降につきましては、先ほど申し上げましたように契約の相手方の概要、6 ページ以降は、性能や主要緒元などが記載されました仕様書等が添付されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。このロータリの納期につきましても、平成 25 年 10 月 31 日でございます。

続きまして 53 号議案をご覧くださいと思います。1 ページでございます。取得する財産の表示でございますが、同じくロータリ除雪車、2.6 メートル級の取得でございます。先ほどの 52 号議案との相違は、除雪装置のオプションにスイングオーガではなく、可動式の雪切板を装備したものでございまして、取得台数は 2 台でございます。取得の方法も前案と同じく指名競争入札でございます。取得価格は、6,222 万 3,000 円でございます。契約の相手方は、魚沼市に所在いたします有限会社小出自動車工業であります。

3 ページをお開きいただきたいと思います。物品購入仮契約書でございます。契約金額は先ほど申し上げました取得価格でございます。

4 ページをお願いいたします。入札調書でございます。6 月 3 日の入札において 3 社の応札がありまして、税抜き 5,926 万円、落札率 98.11%で、有限会社小出自動車工業の落札でございます。

5 ページ以降、6 ページ以降につきましては、前議案と同じような形で特記仕様書、仕様書、相手方の概要等を記したものを付してございますので、ご覧いただきたいと思います。納期につきましても、同じく平成 25 年 10 月 31 日とするものでございます。

以上、3 件でございます。よろしくご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議 長 一括して質疑を行います。議席番号 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 月の当初予算のときもお聞きをしましたがけれども、機械除雪の委託に関連する部門でこういう新型の新車をまた入れていくわけですがけれども、燃料であったりオイルであったりのデータ部分ですね、それを業者のほうからいただきながら、できるだけ燃費のいいものをとという話であったわけです。今回のものについては、そういうデータ取りとか

そういうものは生かされたのかどうか、ちょっとお聞きします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 今回の入札につきましては、そこまでのデータをまだ確認しておりません。以上です。

○議 長 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この機械除雪の委託費をどれだけ、絞るというわけではないですけども、効果的にするという意味で、こういうデータは非常に大切な部分であります。委託をしている業者のほうにきちんとした正確なデータを出していただきたいという、そういうお願いをしてあると思いますけれども、それが次回のこういう新車の導入に生かせるのかどうかというところをちょっとお聞きします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 これからのシーズンにつきまして、データを集めるようにまた協議会と相談した中で対応させていただきたいと思います。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 51 号議案に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 51 号議案 財産の取得について（ロータリ除雪車 2.2 m 級）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 51 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 52 号議案に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 52 号議案 財産の取得について（ロータリ除雪車 2.6 m 級）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 52 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 53 号議案に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 53 号議案 財産の取得について（ロータリ除雪車 2.6 m 級）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 53 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 14、第 54 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について及び、日程第 15、第 55 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、以上 2 件を一括議題といたします。2 件について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 54 号議案、第 55 号議案につきまして提案理由を申し上げます。

まず第 54 号議案であります。人権擁護委員として、平成 24 年 4 月 1 日からご尽力いただいております、坂西勝実氏が、平成 24 年 11 月 13 日にご逝去されました。突然の訃報でありまして、市としましても各方面でのご活躍を期待しておりましたので、誠に残念に思うところでありまして、謹んで哀悼の意を表したいと思っております。

同氏の後任として島村 弘氏を人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき法務大臣に推薦するに当たり、議会のご意見をお伺いするものであります。

氏の経歴につきましては、資料のとおりであります。長い会社員の経験の後、県立塩沢商工高等学校非常勤講師としてご活躍され現在に至っており、人格、識見ともに優れておられる方であります。

第 55 号議案についてご説明申し上げます。人権擁護委員として 3 期 9 年間にわたりご尽力いただきました塩野谷スイ氏が、平成 25 年 9 月 30 日付で任期満了となり退任されます。

同氏の後任として廣田芳克氏を人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき法務大臣に推薦するに当たり、議会のご意見をお伺いするものであります。

氏の経歴につきましても資料のとおりであります。大学勤務経験を有し、曹洞宗石動山浄光寺住職としてご活躍され現在に至っており、人格、識見ともに優れておられる方であります。

任期につきましては、お二人とも、平成 25 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの 3 年間となります。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 2 件を一括して質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本 2 件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思っておりますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。順番に採決いたします。第 54 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 54 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 次に第 55 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 55 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 日程第 16、発議第 1 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。21 番・牛木芳雄君。

○牛木芳雄君 発議第 1 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書を提出したいものであります。これは請願第 2 号を受けて提出したいものでございます。4 ページの 1 番、2 番というところでありますが、この 1 番の少人数学級を 30 人以下にしていきたい、こういうことであります。教職員が子どもたちと向き合って、行き届いた教育ができるようにということで、少人数学級を目指したい、こういうことであります。30 人以下であります。

また、2010 年には文科省の国民による意見の聞き取り調査によっても、やはり 26 人から 30 人以下ということが、保護者の中でもそういう学級を望んでいるとこういう結果も出ているわけでありまして、全国どこにおいても機会均等に少人数学級が実現できるようにしていきたいとこういうことであります。

次に 2 番目であります。教育予算の件であります。これもご承知のように三位一体改革によって、国庫負担が 2 分の 1 から 3 分の 1 に削減をされたわけでありまして、したがってその分、各自治体がそれを負担しているわけでありまして、自治体の負担増が今行われているわけでありまして、もとのように 2 分の 1 に戻していただきたい、こういうことであります。

この請願意見書につきましては、10 年以上前からずっとこの時期、この議会に対して出されているわけでありまして、皆さん方の協力を得て採択をしていただき、意見書を提出してまいりました。今回もぜひ皆さん方全員のご賛同を得て提出をしたいものであります。よろしく願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり〕

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第17、議員の派遣についてを議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。会議規則第166条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定しました。

○議 長 日程第18、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長から所掌事務について、各常任委員長から所管事務についてそれぞれ会議規則第111条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申し出があります。

○議 長 お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議 長 以上で本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって平成25年6月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間ご苦労さまでございました。

〔午後1時31分〕